

令和3年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省3-5-3)

政策名	5 中小企業・地域経済	施策名	5-3 経営安定・取引適正化			
施策の概要	消費税や労務費、原材料費等の転嫁対策、下請代金法の厳正な運用、官公需情報の提供等を通じて中小企業・小規模事業者の経営安定化や取引適正化を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税や労務費、原材料費等の増加分の円滑かつ適正な転嫁等、取引の適正化を目指す。 ・セミナー等参加者で非常に人権意識が高まったと回答した者の割合が90%以上であることを目指す。 ・事業環境の変化により経営に困難をきたしている中小企業・小規模事業者を支援し、経営の安定化を図る。 					
施策の予算額、執行額等	区分	元年度	2年度	3年度	4年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	4,437	4,318	3,890	2,353
		補正予算(b)	▲ 33	▲ 252	576	0
		繰越し等(c)	4,931	0	▲ 796	
		合計(a+b+c)	9,335	4,066	3,670	
執行額(百万円)	8,312	3,720	3,297			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定) 経済財政運営と改革の基本方針2022 新しい資本主義へ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～ (令和4年6月7日閣議決定)					

測定指標	1	取引の適正化	基準値	実績値					目標値	達成
			-	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	令和3年度	未達成
			-	51.0%	56.3%	59.1%	59.1%	-	受注側企業向け調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」と回答する割合が70.0%以上	
	年度ごとの目標値		-	-	-	70.0%	-			
	2	人権意識の向上	基準値	実績値					目標値	達成
			-	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	令和5年度	未達成
-			41.0%	39.0%	53.0%	55.0%	-	セミナー等参加者で非常に人権意識が高まったと回答した者の割合が90%以上		
年度ごとの目標値		90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%				

参考指標	1	日銀短観における中小企業の業況判断DI	基準値	実績値						
			-	2年Ⅱ期	2年Ⅲ期	2年Ⅳ期	3年Ⅰ期	3年Ⅱ期	3年Ⅲ期	3年Ⅳ期
			-	▲33	▲31	▲18	▲12	▲8	▲8	▲3
	2	東京商工リサーチによる企業倒産件数(中小企業計)	基準値	実績値						
			-	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
-	8,106	8,629	7,158	5,979	-	-	-			

評価結果	<p>(各行政機関共通区分)</p> <p>相当程度進展あり</p>
	<p>目標達成度合いの測定結果</p> <p>(判断根拠)</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症の更なる拡大により、経済活動が停滞するとともに、原材料価格やエネルギー価格が急上昇した。そのような状況下において、適切に価格転嫁できる環境を整備するべく、法の執行強化や価格交渉促進月間などの取組を実施したことにより、受注事業者向けの調査において「不合理な原価低減要請を受けていない」という回答割合が前年度と同水準を維持できたため、相当程度進展ありとした。</p> <p>・中小企業の経営者等に対してセミナー等を通じて着実に啓発活動を行っており、「非常に人権意識が高まった」と回答した者の割合は過去3年間で10%以上の増加傾向にあるため、相当程度進展ありとした。</p>
	<p>施策の分析</p> <p>・中小企業者の取引条件の改善を図るため、全国48か所の下請かけこみ寺において企業間取引に関する相談等を1万件超対応。また、最低賃金改定を含む労務費や原材料費等の上昇分を適切に価格転嫁できる環境を整備するため、9月と3月を価格交渉促進月間とし、周知活動やフォローアップ調査を実施。約2割の事業者が全く価格転嫁できていない状況が判明しており、引き続き取組を行う。</p> <p>・消費税の転嫁対策として、全国に289名の転嫁対策調査官を配置し、違反行為を受けている事業者の相談対応、違反事業者に関する調査など消費税の転嫁拒否等の行為の監視、取締りを実施した。</p> <p>・上記取組を通じて、取引の適正化の目標が達成されており、各事業(達成手段)は、本施策目標の達成に有効かつ効果的に寄与していると考えられる。</p> <p>・「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」のほか、平成23年に国連人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が合意され、企業活動における人権尊重への社会的要請が高まっている。これを踏まえて、令和3年度はセミナーのオンライン配信を活用したこともあり、セミナー参加者・視聴者数は18,000人に上り、前年度の約3倍に至ったうえ、「非常に人権意識が高まった」と回答した者の割合は増加傾向にあるため、中小企業の人権意識の向上に寄与していると考えられる。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>・親事業者・下請事業者への定期調査や価格交渉促進月間フォローアップ調査、下請Gメンヒアリングによる取引実態を積極的に把握するほか、下請振興法に基づく指導・助言の実施やパートナーシップ構築宣言、業種別ガイドラインや自主行動計画の改善を通じて、親事業者の行動変容に繋げていく。また、下請かけこみ寺や講習会等による下請関連法制への理解深化、下請中小企業の価格交渉力の強化など取引条件改善に必要な対策を引き続き講じていく。</p> <p>・目標の達成度合いを踏まえ、目標値の見直しを検討する</p> <p>・施策の分析を踏まえ、引き続き、中小企業の経営者等に対して人権啓発を行い、「非常に人権意識が高まった」と回答した者の割合90%を目指す。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	セミナー等の参加者に対するアンケート調査。
---------------------------	-----------------------

担当部局・課室名	中小企業庁 長官官房 総務課	政策評価実施時期	令和4年8月
----------	----------------	----------	--------